

整備ケースの設定

1 考えられる整備手法

庁舎の再建にあたり、現時点で考えられる整備手法は次のとおりです。

(1) 本庁舎を修繕し復旧する。同時に耐震補強を行う。他の棟は現況のまま活用する。

(2) 本庁舎を「適正な規模」で建替える。

ア 機能

(ア) 高度な機能を持った建物

(イ) 必要最小限の機能のみを備えた建物

イ 敷地位置

(ア) 現況位置（現在の東別館及び文化会館用地含む面積）での建替え

(イ) 別用地に建設する

(3) 損傷した本庁舎機能を既存の公共施設の利活用により補う。